

○青森県木材産業等高度化推進資金制度運営要領

(目的)

第一条 この要領は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材の供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材の生産又は流通を担う県内の事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するために必要な資金及び県内において林業を営むものに対し、その行う林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もつて木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第二条 県は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において、別に指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に資金の供給を行うものとする。

2 指定金融機関は、別に定める資金の種類に応じ、前項の規定により供給を受けた資金の額の四倍又は三倍若しくは二倍に相当する額の資金を次条に定める貸付対象者に対し、貸付けするものとする。

(貸付対象者)

第三条 指定金融機関から事業経営改善合理化資金又は木材高度加工資金の貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者であつて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号。以下「法」という。)第四条第一項から第三項までの規定による合理化計画(以下「合理化計画」という。)が適当である旨の知事の認定を受けた次の者とする。

一 森林組合又は森林組合連合会

二 森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。)又はその組織する団体(生産森林組合を含む。)

三 素材生産業を営む者又はその組織する団体(造林公社、林業公社等の造林の事業を行うことを主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は第3セクターで素材生産の事業を併せて行う者を含む。)

四 木材製造業を営む者又はその組織する団体

五 木材卸売業を営む者又はその組織する団体

六 木材市場を開設する者又はその組織する団体

2 前項第二号から第六号までに掲げる「団体」とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体については、おおむね四人(次に掲げる者に係るものにあつては二人)以上の者をもつて構成する同一目的を有する組織として存在し、目的、名称、代表者等に関する定めを備えているもの(以下「数人共同の事業体」という。)をいう。

ア 素材生産等促進資金を借り受けようとする者で木材の年間取扱量の合計がおおむね三千立方メートル以上の者又は間伐材等の取扱い(間伐材等の生産を含む。)の事業を計画する者

イ 新規需要創出資金を借り受けようとする者

ウ 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第二条第三項に規定する登録認証機関の認証を受けた木材製造業を営む者又は一年以内に当該認定を受けることが確実と見込まれる木材製造業を営む者

3 指定金融機関から林業経営改善資金の貸付けを受けることができる者は、県内において林業を営む者であつて法第三条第一項及び第二項の規定による林業経営改善計画(以下「林業経営改善計画」という。)が適当である旨の知事の認定を受けた者とする。

4 指定金融機関から木材安定供給資金の貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者であつて、木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号。以下「木安法」という。)第四条の規定による木材安定供給確保事業に関する計画(以下「木材安定供給確保事業計画」という。)が適当である旨の知事の認定を受けた者とする。

(木材産業等高度化推進資金の種類等)

第四条 第二条第二項の規定により指定金融機関が貸付けを行う資金(以下「木材産業等高度化推進資金」という。)の種類、内容及び貸付条件は、別表のとおりとする。

(農林漁業信用基金による保証)

第五条 指定金融機関は、農林漁業信用基金による保証の活用を図ることにより、木材産業等高度化推進資金の貸付けを円滑かつ機動的に行うものとする。

(借入申込手続)

第六条 木材産業等高度化推進資金の貸付けを受けようとする者は、指定金融機関に対し、当該指定金融機関の所定の申込書に林業経営改善計画又は合理化計画に係る書面の写し及び貸付けを受けようとする資金が林業経営改善計画に定める経営改善措置及び合理化計画に定める経営改善措置又は構造改善措置を実施するために必要なものであることを証する書類を添えて申込みを行うものとする。

2 前項の規定により申込みに係る木材産業等高度化推進資金については農林漁業信用基金の保証を依頼しようとする場合は、当該申込みの際に、農林漁業信用基金の債務保証依頼書を指定金融機関に提出するものとする。

(指定金融機関の遵守事項)

第七条 指定金融機関は、木材産業等高度化推進資金の貸付けについては、いかなる名義をもつてするを問わず、歩積両建預金を行つてはならない。

2 指定金融機関は、木材産業等高度化推進資金の貸付けを受けている者(以下「借受者」という。)について、知事から当該木材産業等高度化推進資金に係る変更を伴う林業経営改善計画又は合理化計画の変更をした旨の通知を受けた場合は、当該借受者との貸付契約を変更するものとする。

3 指定金融機関は、借受者について、知事から林業経営改善計画又は合理化計画の認定の取消しをした旨の通知を受けた場合（次項に規定する場合を除く。）は、当該借受者に対する木材産業等高度化推進資金の貸付けを停止するものとする。

4 指定金融機関は、借受者について、知事から木材産業等高度化推進資金に係る制度の趣旨に著しく反することを理由として林業経営改善計画又は合理化計画の認定の取消しをした旨の通知を受けた場合は、貸付契約書の定めるところにより、当該借受者に貸し付けた木材産業等高度化推進資金につき、その全部又は一部を償還期限前に償還させるものとする。

（報告及び調査）

第八条 指定金融機関は、毎月の木材産業等高度化推進資金の貸付状況を翌月の十日までに知事が別に定める貸付状況報告書により知事に報告するものとする。

2 知事は、木材産業等高度化推進資金の貸付けに関し、職員をして、指定金融機関及び借受者について調査させることができる。

（木材産業等高度化推進運営協議会の活用）

第九条 知事は、木材産業等高度化推進資金の貸付けを円滑に行うため、木材産業等高度化推進運営協議会の活用を図るものとする。

附 則
この要領は、平成十二年三月十七日から施行する。

附 則
この要領は、平成十二年四月七日から施行する。

附 則
この要領は、平成十二年九月二十日から施行する。

附 則
この要領は、平成十三年三月三十日から施行する。

附 則
この要領は、平成十三年四月十六日から施行する。

附 則
この要領は、平成十三年四月十七日から施行する。

附 則
この要領は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則
この要領は、平成十四年十一月十一日から施行する。

附 則
この要領は、平成二十年十二月二十二日から施行する。

附 則
この要領は、平成二十二年二月十六日から施行する。

附 則
この要領は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則
この要領は、平成二十二年十一月九日から施行する。

附 則
この要領は、平成二十四年十月二十二日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則
この要領は、平成二十四年十二月十二日から施行する。

附 則
この要領は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則
この要領は、平成三十一年一月十五日から施行する。

附 則
この要領は、令和二年四月一日から施行する。